

第3回南風原町地域福祉計画策定委員会 会議結果

日時：令和5年8月31日（木）

10時～12時

場所：3階 庁議室

（司会：大城班長）

1. 議事

（議事進行：委員長）

（1）第三次南風原町地域福祉推進計画について

資料①次期計画の基本的な考え方

資料②次期計画の取組案

委員長：議事は、資料①と②についてまとめて説明してもらって、その後質疑とします。事務局より資料説明よろしくをお願いします。

（事務局より資料説明）

委員長：意見、質問等あればよろしくをお願いします。

委員：資料①、p2 宅地整備ではなくて、ここは開発行為での人口増加の原因となっている土地区画整備事業として、言葉を整理してほしい。

資料②のp19 包括的相談というところ、窓口を一本化してやっていくかと思っていた。まず、窓口はどこでやっているのか、現状としてはどうか。

事務局：窓口がどこかわからないということがあ。こども課、保健福祉課、国保年金課が、窓口となるというところであり。それぞれの課が、相談を受け、きちんとつないでいくことが必要である。南風原町では包括的対応という面で、どこの窓口に来ても対応できるようにというのを目指している。

委員：自分の分野外のところがわからないことが多いが、お互いに、自分の分野ではないことでも、保育のことはそちらの課につなぐとか、そういうことですね。

事務局：こども課で、保護はできない。しかし、生活困窮として相談に来た時には、生活保護につなぐ役割をしなければいけない。ということで、福祉事務所に行ってみては…と、つ

ないでいく。包括的につないでいくという意味合いである。

委員：結局は、たらいまわしにされることが多い。行政でどうにかしてくれと、窓口一本化という話があった。

事務局：南風原町は、大きな自治体ではない、フロアもよく見える。見える範囲内での調整にもなる。横断的な相談体制は十分できると感じている。どちらかといえば接遇的な面での包括的な対応が必要だと思う。住民が来て相談があった時に、どのように対応していくかの研修をしていった方が良いということで進めていくところである。

委員：窓口が新米職員だと、そのあたりへの研修と強化が必要。

事務局：窓口職員が、「わからない」といつて終わることがある。そういう場合のわからない、というところを、どう対応していくか、接遇の部分があると考えている。

委員：前回の資料の中の町民の意見にも、包括支援センターに介護保険の相談に行ったら、いい対応だったと、しかしそのあとに、回された部署で、全然期待していない説明で家に帰ったとあった。問題は、相談に来た方が納得して、次の相談、どこに行くかという道筋を作ってあげないと不満で終わってしまう。事務局からあったように接遇が、重要ではないかと思った。

また、災害時における障がい者の要支援者、この件はどこに載っているか。名簿を作るのも大変と聞いている。進捗状況はどうか。

事務局：名簿作成は保健福祉課で行っている。毎年更新で社協と民生委員には貸与している。名簿の内容を精査したり、その先の個別避難計画を作成するということでは本町では進んでいない。実際の防災は総務課になる。そちらの担当とも連携して進めていきたいということである。

委員：福祉計画の中で進めていくと書いているので、前年よりいい数字が出ていればいいと思う。

委員：防災について、前回の台風で、避難した方たちが、台風が去ったら避難所として使えない、というかたちになった。みんな停電していて、扇風機もクーラーも情報源のスマホも使えない状態で、台風が去った後も、防災施設として使えないのか、という話があった。停電が長くて、家に帰っても…という人が多かったのだ。

また、ヤングケアラーはp25であるが、町としては、80人のヤングケアラーがいると

いう把握がある。学校との連携はどうなっているか。また、支援の検討、具体的内容を教えていただきたい。

事務局：実情として、前回の台風は深夜に警報が解除となった。実情としては、避難者が帰宅してから避難所を解除している。しかし、閉鎖してからも開けてほしいという場合は、考えていかななくてはならない。

委員：そういう場合も開けてほしい。

事務局：避難所は、警報が出る前から、準備をしている。そこで、警報が出る前から不安ということで来る方もいた。そういう方には、そこで過ごしてもらうことをしたし、充電をしたいという人へも対応をした。帰ってくれということとはしていない。

委員長：停電でお風呂に入れられないということもあった。台風後の対応であります。臨機応変に、お湯が欲しいとか、そういうのも含めて、終わった後の状況に合わせて、対応できる仕組みが必要かなと思う。

事務局：ヤングケアラーについては、他市町村でも調査したり、県でもしている。近年増えたという話はない。過去からずっとある課題であり、以前から対応しているところであります。親が疾病で養育に課題があって、子どもがフォローしているなど。問題なのは、ヤングケアラーの問題を、家庭以外の人たちが知りえていないのではないかとこのところであります。学校が発見しやすいだろうという想定であり、県も令和3年に学校教員にアンケートを取り、令和4年度は子どもたちにアンケートを取り推計値を出したところであります。ヤングケアラーという言葉はあるが、そのような子供への対応は以前からやっているものであります。学校が取り組むものは、ヤングケアラーだけではない、子どもたちに異変があれば対応するというのは、学校はやっている、そこを福祉と連携していくところが必要である。

委員：連携はとれているか。

事務局：取っている。福祉部門につないで対応していくところ。

委員：情報提供の取組、地域への情報発信のところ、日頃から感じているのは、提供が課題だと思う。民生委員をやっていますが、世帯訪問しますが、気になる世帯ということで行っても、すでに行政からの手厚い支援が入っていたとか、二重の支援になることがありました。行政が入っているなら別なところに手当てしたい。情報が民生委員に少ないと感じています。地域で頑張っている方々の情報共有が出来ていないと思う。情報提供に

ついて充実してほしい、町や社協からの情報提供、関係機関のネットワークについて、感じている。

④の情報のバリアフリー化の充実、町のホームページについて、これを見て、地域の部落自治会の方でどういう取り組みがされているのか。自治会で情報発信するのは難しい。各地域と役場がラインで結んで、だれが区長でとか、どういう組織体制になっているかとか、部落の魅力、そういうところの発信があったらいいです。自治会加入率低下というのもあります。加入の仕方がわからないとかもあるので、町のホームページを利用して、自治会情報を載せて活用して欲しい。

事務局：ホームページのリニューアルを予定している。目の見えない方のために、読み上げるようにとか、しかし、広告まで読まれると紛らわしいとかあるが、それも含めて改善していく予定です。また、色合いも、色弱に対応するなどしていく。地域福祉というところでは、自治会の支援というところもあると思います。これまで町がやってきたのは、自治会が発信しやすいように、パソコンを貸したり、指導したりしていた。今あった意見を踏まえていけたらと思っている。

委員：窓口の一本化ですが、障害、高齢者、虐待、貧困、そういう相談について、自分がこういう問題があって相談に行きたいとあるが、どこに行くかがわかりやすければ、どこに行くか判断できます。それがわからないから、どこでも対応できるという窓口があった方がいいのかなと思った。最初から、ここに行けばというところがあれば、いいと思った。

学校、ヤングケアラーについては、学校が発見しやすい場所だと思う。それが、学校と行政が結びついていない、学校は貧困とかそういうものは、行政が相談窓口だと思います。そこが行政とつながっていないと、思う。

小学校の家庭訪問、担任の先生は、家を見られるから、子どもの名前も覚えやすいし、家庭が見えるという。そういうのがあれば行政と連携しやすいと思う。

事務局：わかりやすさというところは、今後の検討事項と認識しています。学校との連携という部分では、こども課に支援員を置いて、児童相談所、女性相談所含めて会議をやっている。本庁は学校と連携ができていると自負している。ただ、学校全体でとらえていくと、いろんな市町村を回っていくので、福祉側への認識がさまざまである。ある学校で福祉と連携が出来ていないと、あまり連携しようとしなかったりというものもある。ここは県の方と連携して行く必要があると感じている。

委員：自治会の加入率は、自治会に入る場合、自治会のメリット、こういうこともあるというところを、加入促進でやってほしい。区長のほうにも、目に見える形の委託料を見せていければと思います。行政がこういうところへ手助けすれば、加入率も上がると思いま

す。p 6の民生委員児童委員の問題ですが、私は、役場定年した方に、町長や部長がお願いすれば、やってくれると思います。この辺の環境整備をしないといけない。全員今の方が後釜を探すというより、役場の業務を知っている人の方が、スムーズだと思う。若年妊産婦の相談ですが、国保年金課がやっている、これがこども課に代わるというのは、規則を変えたのか。

こども基本法が施行された。子ども真ん中社会といっているが、ここをどう盛り込んでいくか。

事務局：こども基本法のこどもの権利というところは、検討したが、こどもの意見を盛り込むというところは、本計画では盛り込んでいない。子ども・子育て支援事業計画の時にこれが来年策定であるが、ここに盛り込んでいくかと考えている。

こども課の方で国保がやっているものを合体するというのは規則改正ではないが一緒にやっていく。ちむぐくる館でやっているところとこども課のものを合体というところである。場所が一緒じゃないけどもやっていける体制である。

委員：若年妊婦の取組が、こども課から変わった？

事務局：ここは、国保年金課とこども課を併記する形とする。

事務局：民生委員については、足を運んでお話をしているところです。津嘉山の地域に行って、民生委員の方がいて、やったメリットを話して、確保につながったところです。今は実際に民生委員児童委員をやっている方が感じているメリット、そこがみそかなと感じました。地道にこれを継続することが必要かなと思いました。

自治会については、アンケートをもらって、週明け自治会とも話をする予定です。アパートの人が入らない、という議論に行ってしまう。今加入している人が活発にやっていく、そして魅力があれば、そこに人が集まってくるだろうと、考えている。そこで前回あったように保育園と行事をすとか、それで子どもに親がついていくとか、そういう感じで考えている。

委員：区長の費用の方も、考えて、やってほしい。

事務局：一方では、自治会に入らないという人もいます。そこについては、自治会に入らない人たちへの活動の場というのもプラットフォームとして考えている。

委員：保育園児をターゲットにして地域活動という話がありました。地域行事で子どものダンス、はえるんも呼んでやっていったら、500人を超える人数が参加した。目線を変えて、

行事に取り組んでいこうかなと思った。

委員：包括的相談支援については、南風原は自負していいと思う。Wi-Fiについて、家で使えない人もいると思う。前は取り組んでいたが、町では今は消極的な気がします。今はスマホが発達していて、これが通信しっかりしていればいいが、役場の近くに来たら通信が悪くなったというのがある。通信にも力を入れているのであれば、ここも確認してほしい。

中学校の評議員もやっているが、先生方の改革もできていない。先生方に負担をかけないような形で、生徒からの情報提供の用紙を見るとか、申ししながら、気になる子がいるなど、そういうのがあると思うが、先生方に負担を感じないような取り組みをしてほしいと思います。生徒から聞いても、ヤングケアラーだとは言えない、親にも、先生たちが動いていけない、そういう話があった。学校現場でも、ふれにくいものだなと、感じていると校長先生も言っていた。県からも情報についても大ざっぱな数字だと思う。本当はもっと、親をケアしてることを、負担だけ負担だと言えない、そういうところを吐き出させるのは課題だと思いました。南風原町の相談支援から始まる困りごと、ここから始まる活動、福祉協力員の活動、それをまとめている人、そこから生活保護に結びつけるのも大変。福祉の窓口からの話を解決するのも長期戦であると感じる。施策の文章が変わってくるんだろうかと感じた。

委員長：プラットフォームについて、見えない。もっと見る形にしてほしい。中学校圏域の第2層でケアしていこうというところをやっていないので、その代替りのプラットフォームから、もっと見えるように。第2層に専門職を置ければというところだが、それをプラットフォームにしているのだから。

重層的支援のところ、p12で多様な居場所づくりの推進とある。ここがひきこもりの関連をイメージしていいか。多機関の連携による・・・のところ、ひきこもり含めて、支援策と関連しているのか？ 包括的な・・・のところも、わかりにくい。

支援する仕組みを作っていくのはいいと思った。

課題を抱える人への支援のところ、ひきこもりの支援も入れるところかと思って見ていた。若年妊婦の支援のところと、p23の家庭等を包括的に支援する体制と関連するのかなと見ていた。

p33では、名簿作成ですが、制度上名簿作成となるが、一人ひとりの個別支援をどうするかと、名簿を公開するところで、個人情報を出すのは難しいのではと思った。北谷町が本人の同意なしで公開という条例を作っている。そういうのも必要かもしれない。災害ボランティアセンターの関係では、平時からそれなりの取組が必要だと思う。避難してきた人を、どんな状況を見て、振り分ける、どう対応するか振り分ける人も必要だなと思った。また、避難してこない人もいるから、そういうところへのボランティアも必要かなと思った。

資料①、②についての質疑はこれで終わります。

資料③について、民生委員児童員の資料の方で協議したいと思います。資料説明をお願いします。

資料③民生委員・児童委員との意見交換（地域福祉に関するアンケートについて）
（事務局より説明）

委員：学校、地域でもそうですが、民生委員の活動がわかっていない人が多いという、なかなか内容を知らない人が多いです。認知度が低いと思います。学校へも、地域へも、民生委員がこんなことをやっている、PRしないといけない。学校に行っても、何しに来るのか？というところもあります。学校が必要としているところ、民生委員がやっていることを周知して、連携していく必要があると思う。

委員長：社協はどうですか。情報交換の場とか。

事務局：社協では、地域福祉懇談会というのがあります。ここで情報交換の場はできていた。コロナでできないでいた。集まっている場に出向いて、情報をいただくということもやっている。高齢者やサロンに出向いて意見をもらうとか、そういう活動も再スタートしています。私たちは収集して、それを返して行くと考えている。

委員：区長は、老人会、PTA、民生委員はつながっているが、老人会と民生委員とか、PTAと老人会が繋がっていないとかある。それぞれ孤立しているので、みんなで情報交換できる場があればと思う。

委員長：新川では、月一回みんな集まって食事会、区民食堂をやっています。これはそれぞれのつながりがなかったから始まった。こういうのが出来たらいいと思う。
学校で不登校がある場合、スクールソーシャルワーカーという人がいる。これがうまく使えていない。これを、学校ではなく、社会福祉協議会に机を置いてはどうか。スクールソーシャルワーカーは学校で孤立していたり、また夏休みとか休みの時は給与がない。そこは社協が子どもの居場所などでまかなうとか、できないだろうか。そういうことで、机を社協に持ってきたら連携しやすいのではないかと思う。
学校のSSWしているが居心地悪いということもある。
ここに出てきているような課題は、つないでいいかわからないという課題をSSWがつないでみれば、と思った、この資料③を見て、これは南風原町でやってみてはどうかと思った。

委員：活動が民生委員だけとか、自治会長だけとなっている、一緒に行けばいいと思います。

役場の職員も地域活動に参加してほしいと思っています。

委員長：区民食堂とか、そういう形で参加していければいいと思います。交流する場が必要かなと思う。時間が押してるのでこれで事務局にお返しする。

2. 事務局より日程等の連絡

3. 閉会